

建設業における低圧電気取扱作業の安全 -特別教育テキスト- (No.131101)

〈第6版 令和7年4月18日〉

補 足 資 料

「労働安全衛生法及び作業環境測定法の一部を改正する法律」が令和7年5月に公布されました。
 テキストに掲載している関係法令の条文について、今後施行される改正条文を補足内容欄に掲載しますので、ご参照ください。

令和7年7月29日

頁・箇所	第6版（令和7年4月18日）	補足内容
88 頁	第26条 労働者は、事業者が第20条から第25条まで及び前条第1項の規定に基づき講ずる措置に応じて、必要な事項を守らなければならない。	第26条 労働者 <u>及び労働者と同じ場所において仕事に従事する労働者以外の作業従事者は</u> 、事業者が第20条から第25条まで及び前条第1項の規定に基づき講ずる措置に応じて、必要な事項を守らなければならない。 令和8年4月1日から施行
88 頁	(譲渡等の制限等) 第42条 (省略) (新設) (新設)	(譲渡等の制限等) 第42条 (省略) 2 事業者は、前項の機械等については、同項の規格又は安全装置を具備しなければ、労働者に使用させてはならない。 3 事業者（厚生労働省令で定める数以下の労働者を使用する者に限る。）又は個人事業者（これらの者が法人である場合には、その代表者又は役員）である作業従事者（以下「作業従事役員等」という。）は、自ら第1項の機械等を使用して、労働者と同じ場所において仕事の作業を行う場合には、当該機械等については、同項の規格又は安全装置を具備しなければ、これを使用してはならない。 令和9年4月1日から施行
89 頁	(定期自主検査) 第45条 (省略) 2 事業者は、前項の機械等で政令で定めるものについて同項の規定による自主検査のうち厚生労働省令で定める自主検査（以下「特定自主検査」という。）を行うときは、当該事業者（事業者が法人である場合には、その代表者又は役員）で厚生労働省令で定める資格を有するものが自ら実施し、又はその使用する労働者で当該厚生労働省令で定める資格を有するもの若しくは第54条の3第1項に規定する登録を受け、他人の求めに応じて当該機械等について特定自主検査を行う者（以下「検査業者」という。）に実施させなければならない。 (新設) 3～4 (略)	(定期自主検査) 第45条 (省略) 2 事業者は、前項の機械等で政令で定めるものについて同項の規定による自主検査のうち厚生労働省令で定める自主検査（以下「特定自主検査」という。）を行うときは、 <u>当該事業者（事業者が法人である場合には、その代表者又は役員）で厚生労働省令で定める資格を有するものが自ら実施し、又はその使用する労働者で当該厚生労働省令で定める資格を有するもの若しくは第54条の3第1項に規定する登録を受け、他人の求めに応じて当該機械等について特定自主検査を行う者（以下「検査業者」という。）に実施させなければならない。</u> 3 <u>特定自主検査は、厚生労働大臣の定める基準に従って行わなければならない。</u> 4～5 (略) ↑ 令和8年4月1日から施行

頁・箇所	第 6 版（令和 7 年 4 月 18 日）	補足内容
		↓ 令和 9 年 4 月 1 日から施行 第 4 5 条（省略） 2 <u>個人事業者は、当該個人事業者に係る作業従事役員等が労働者と同一の場所において仕事の作業を行う場合には、前項の機械等について、厚生労働省令で定めるところにより、定期的に自主検査を行い、及びその結果を記録しておかなければならない。</u> （第 3 項新設） 3 <u>第 1 項の機械等で政令で定めるものについて行う前二項の自主検査であつて厚生労働省令で定めるもの（以下「特定自主検査」という。）は、次の各号に掲げる特定自主検査を行う者の区分に応じ、当該各号に定める方法によつて行わなければならない。</u> 1 事業者 <u>当該事業者（当該事業者が法人である場合には、その代表者又は役員）である作業従事者で厚生労働省令で定める資格を有するものが自ら実施し、又はその使用する労働者で当該厚生労働省令で定める資格を有するもの若しくは第 54 条の 3 第 1 項に規定する登録を受け、他人の求めに応じて機械等について特定自主検査を行う者（以下「検査業者」という。）に実施させる方法</u> 2 個人事業者 <u>当該個人事業者に係る作業従事役員等で厚生労働省令で定める資格を有するものが自ら実施し、又は検査業者に実施させる方法</u> 4 <u>特定自主検査は、厚生労働大臣の定める基準に従つて行わなければならない。</u> 5 ～ 6（略）
89 頁	（安全衛生教育） 第 5 9 条 1 ～ 2（略） 3（省略） （新設）	（安全衛生教育） 第 5 9 条 1 ～ 2（略） 3（省略） 4 <u>作業従事役員等は、労働者と同一の場所において前項の業務に就くときは、同項に規定する教育を受けなければならない。</u> 令和 9 年 4 月 1 日から施行